

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいいます。常住している者とは、当該住居に3ヶ月以上わたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいいます。3ヶ月以上わたって住んでいる住居又は住むこととなっている住居がない人は、調査時現在で居た場所に「常住している」とみなされます。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者が仕事に従業している事業所等がある、又は通学者が在学している学校がある市区町村をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅

従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合
なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者数や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。

自宅外

常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合で、これはその市区町村から流出している人口（流出人口）を示しています。

県内他市区町村

従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

他県

従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。従業地が外国の場合、便宜同一の市区町村として取り扱っています。

また、ふだん学校に通っていた人であっても、調査期間中に収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

流出人口（通勤・通学者）、流入人口（通勤・通学者）

A市における流出人口（通勤・通学者）とは、A市に常住しA市以外へ通勤・通学する人口をいい、流入人口（通勤・通学者）とは、A市以外に常住しA市に通勤・通学する人口をいいます。

[例：A市の流出人口の算出方法]

A市の流出人口＝A市以外の県内他市区町村で従業・通学＋他都道府県で従業・通学

[例：A市の流入人口の算出方法]

A市の流入人口＝A市以外の県内他市区町村に常住＋他都道府県に常住

夜間人口と昼間人口

常住地による人口（夜間人口）とは、調査時に調査の地域に常住している人口です。

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口です。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買い物客などの非定常的な移動は考慮していません。

昼夜間人口比率

昼夜間人口比率とは、常住人口（夜間人口）100人あたりの昼間人口の割合で、100を超えると通勤・通学人口の流入超過、100を下回ると通勤・通学人口の流出超過を示しています。

[昼夜間人口比率の算出方法]

昼夜間人口比率＝昼間人口÷常住人口（夜間人口）×100

利用交通手段【大規模調査（10年ごと）のみ】

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分しています。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計しています。

- (1) 徒歩だけー徒歩だけで通勤又は通学している場合
- (2) 鉄道・電車ー電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
- (3) 乗合バスー乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
- (4) 勤め先・学校のバスー勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
- (5) 自家用車ー自家用車（事業用と兼用の自家用車も含む。）を利用している場合
- (6) ハイヤー・タクシーーハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げも含む）
- (7) オートバイーオートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
- (8) 自転車ー自転車を利用している場合
- (9) その他ー船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

産業

産業は、就業者について調査期間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の種類）によって分類しています。

仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によって分類しています。また、平成22年調査より、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

平成22年国勢調査の産業分類は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したものを用いています。

本書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものです。

- | | | |
|-------|---|---------------------|
| 第1次産業 | { | A 農業，林業 |
| | | B 漁業 |
| 第2次産業 | { | C 鉱業，採石業，砂利採取業 |
| | | D 建設業 |
| | | E 製造業 |
| 第3次産業 | { | F 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| | | G 情報通信業 |
| | | H 運輸業，郵便業 |
| | | I 卸売業，小売業 |
| | | J 金融業，保険業 |
| | | K 不動産業，物品賃貸業 |
| | | L 学術研究，専門・技術サービス業 |
| | | M 宿泊業，飲食サービス業 |
| | | N 生活関連サービス業，娯楽業 |
| | | O 教育，学習支援業 |
| | | P 医療，福祉 |
| | | Q 複合サービス事業 |
| | | R サービス業（他に分類されないもの） |
| | | S 公務（他に分類されるものを除く） |
| | | T 分類不能の産業 |

*** 利用上の注意 ***

- 1 四捨五入や不詳により、構成比の合計が 100 とならない場合や、増減率等のポイント差が表章数字の差と一致しない場合がある。
- 2 市町名は調査日（平成 22 年 10 月 1 日）現在である。
- 3 三重県内における地域区分は次のとおりとした。
 - 桑名・いなべ地域 … 桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡
 - 四日市地域 … 四日市市、三重郡
 - 鈴鹿・亀山地域 … 鈴鹿市、亀山市
 - 伊賀地域 … 名張市、伊賀市
 - 津地域 … 津市
 - 松阪・大紀地域 … 松阪市、多気郡、大紀町
 - 伊勢志摩地域 … 伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡（大紀町を除く）
 - 尾鷲地域 … 尾鷲市、北牟婁郡
 - 熊野地域 … 熊野市、南牟婁郡